

保険医療機関等における資格確認方法の変更に伴う 所要の見直しについて

第1 基本的な考え方

令和6年12月2日に、健康保険法の改正により、保険医療機関等における資格確認方法の一部が変更されることに伴い、必要な改正を行う。

第2 具体的な内容

(1) 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正関係

1. 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならないところ、この方法について、被保険者証から資格確認書や厚生労働大臣が定めるものに改める。（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第3条第1項第2号及び第4号関係）
2. 上記1に伴い、保険医療機関は、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき等においては、患者から提出されていた資格確認書を返還するものとする。（同規則第4条）
3. 上記1に伴い、令和6年12月2日時点で現に交付されている被保険者証については、改正前の規定による有効期間又は同日から起算して1年間は、なお従前のとおりとする。（改正省令附則第2条関係）

改 定 案	現 行
（受給資格の確認等） 第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては	（受給資格の確認等） 第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては

、この限りでない。 一 （略） 二 患者の<u>提出し、又は提示する資格確認書</u> 三 （略） 四 <u>その他厚生労働大臣が定める方法</u> 2～4 （略） （<u>資格確認書の返還</u>） 第四条 保険医療機関は、患者の提出する<u>資格確認書（書面に限る。以下この条において同じ。）</u>により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から<u>資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</u> 附則 （<u>経過措置</u>） 第二条 この省令の施行の際現に全国健康保険協会又は健康保険組合から被保険者証の交付を受けている被保険者又はその被扶養者が、この省令の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。）を受ける場合における当該被保険者証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。以下「<u>改正省令</u>」という。）第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則（大正十五	、この限りでない。 一 （略） 二 患者の<u>提出する被保険者証</u> 三 （略） （新設） 2～4 （略） （<u>被保険者証の返還</u>） 第四条 保険医療機関は、患者の提出する<u>被保険者証</u>により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から<u>被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</u> （新設）
---	---

<u>年内務省令第三十六号）又は改正省令第二</u> <u>条の規定による改正前の船員保険法施</u> <u>行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の</u> <u>規定により当該被保険者証が効力を有す</u> <u>るとされた間（当該期間の末日が施行日</u> <u>から起算して一年を経過する日の翌日以</u> <u>後であるときは、施行日から起算して一</u> <u>年間とする。）は、なお従前の例による</u> <u>。</u>	
--	--

※ 併せて、保険医療機関及び保険医療養担当規則において定める様式についても所要の対応を行う。

※ 1については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）についても同様の改正を行う。2については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準についても同様の改正を行う。

(2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の新規制定関係

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則第 3 条第 1 項第 4 号等に規定する厚生労働大臣が定める方法として、次に掲げるものを定める。
- ・ 患者の提示する個人番号カード及び資格情報通知書
 - ・ 患者の提示する個人番号カード及び当該被保険者の保険資格に係る情報を表示したマイナポータル画面（保存した PDF を含む）
 - ・ 患者の提示する個人番号カードの利用者証明用電子証明書の有効期間が満了してから 3 ヶ月以内の場合、当該証明書に記録された情報を活用して当該被保険者の保険資格を確認する方法

改 定 案	現 行
<u>保険医療機関及び保険医療養担当規則（</u> <u>昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第</u> <u>一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養</u> <u>担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号</u> <u>）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の</u> <u>事業の人員及び運営に関する基準（平成十</u> <u>二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四</u> <u>号に規定する厚生労働大臣が定める方法は</u> <u>、当分の間、健康保険法（大正十一年法律</u> <u>第七十号）第三条第十三項に規定する電子</u> <u>資格確認によって療養の給付を受ける資格</u>	（新設）

があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。

一 患者の提示する個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）及び資格情報通知書（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十一条の三第一項、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省第百二十九号）第二十条第一項に規定する資格情報通知書をいう。）

二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの

三 保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた患者であって、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認

<u>を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法</u>	
--	--